

# コーポレート・ガバナンス報告書

2023年7月6日

フトン巻きのジロー株式会社

代表取締役社長 森下 洋次郎

問合せ先： 取締役管理部長 梶川 量由

028-666-4218

URL: <https://futonmaki.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

<p>当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全性の確保と企業価値の継続的な増大を経営の課題とし、その実現のために、企業統治の強化及び充実が重要であると考えます、そのため、以下の基本方針に則って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。</p> <p>(1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。</p> <p>(2) ステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働する。</p> <p>(3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。</p> <p>(4) 取締役会による業務執行に対する監督機能の実効性を向上させる。</p> <p>(5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。</p>
---

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
バズー株式会社	795,200	46.37
蓮本 泰之	212,000	12.36
株式会社 MARCH コーポレーション	117,300	6.84
コネクシオ株式会社	115,000	6.71
石川 修	110,000	6.41
株式会社 TOSEI	80,000	4.66
當眞 嗣史	54,100	3.15
神保株式会社	40,000	2.33
とちぎ地域活性化投資事業有限責任組合 無限責任組合員	38,500	2.24

株式会社とちぎんキャピタル&コンサルティング		
渡邊 直人	22,000	1.28

支配株主名	—
-------	---

親会社名	該当なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

—
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—
---

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
蓮本 泰之	他の会社の出身者							○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
蓮本 泰之	—	—	蓮本泰之氏は、上場会社の CFO として豊富な経験と幅広い知見があり、経営全般に対する助言やコーポレート・ガバナンスの強化にその経験をいかすことが期待できるため、社外取締役として適任であると判断しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
-----------	--------

定款上の監査役の員数	5名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査室及び監査法人の相互連携については、定期的に、また必要に応じて随時会合を開催して各々の監査計画や監査結果等に関して適宜情報交換を行い、相互に連携を深めることで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大西 一史	他の会社の出身者／公認会計士／税理士													
秋田 正倫	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する	選任の理由
----	----	----------	-------

	役員	補足説明	
大西 一史	—	—	大西一史氏は、税理士及び公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しているため、社外監査役として適任であると判断しております。
秋田 正倫	—	—	秋田正倫氏は、一般企業における経営者として長年の経験を有し、人格、見識ともに優れており当社の社外監査役として適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
--------	---

その他独立役員に関する事項

—
---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社では中長期的な業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
---

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

取締役の経営参画意識を高め、将来の業績向上に対する意欲を向上させることを目的として付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載していません。
-------------------------------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。
---

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、随時必要な情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前に個別に情報共有を行っております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

##### ・取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。

取締役会は、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

##### ・監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、3名で構成されております。監査役は監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また監査役は取締役に出席し、取締役の職務の執行状況を監査するとともに適宜必要な意見を述べております。

##### ・会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2022年12月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、小室豊和氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内です。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

##### ・リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、当社は規模が小さい組織であることから4名の取締役(うち社外取締役1名)及び常勤監査役1名、社外監査役2名で構成される取締役会で構成されております。代表取締役社長を含む業務執行取締役3名は、当社のリスク及びコンプライアンス全般について責任を有しております。またリスク・コンプライアンスの取締役会での審議、決定は、四半期に1度開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

##### ・内部監査

内部監査は、内部監査室の専任担当者1名が内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、専任担当者は、監査役、監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査室を設置しております。経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役により、経営に対する牽制・監督機能を図る体制としております。監査役会は、取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスの違法性や不当な職務執行がないか等、取締役の職務執行状況を常に監視する体制を確保しております。また、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任し、外部からの視点による経営監督機能を強化しております。当社の企業規模、事業内容等を勘案しますと、経営の効率性及び妥当性の監視機能において取締役が相互に監視し、かつ、社外監査役の意見を参考にすることにより、経営監視機能の実効性は確保しているものと考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、多くの株主様にご出席いただけるように他社の株主総会の集中日を避けた開催日となるように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では不要と考えております。
その他	—
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項であると考えております。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき事項であると考えております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項であると考えております。	なし

IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 専用ページを開 設し、TDnet において開示された情報や決 算情報、発行者情報についても掲載してお ります。
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役管理部長を責任者とし、管理部を担 当部署として IR 活動を行っております。
その他	—
実施していない	—

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダ ーの立場の尊重について規定	今後検討すべき事項と考えております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提 供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社 ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報 開示を行う方針です。
その他	—
実施していない	—

## IV. 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。</p> <p>「内部統制システム整備に関する基本方針」に定める内容は以下のとおりです</p> <p>(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(a) 当社は、役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、コンプライアンス規程を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。この徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職者全員に法令の遵守、社会倫理に則った行動に関する教育・啓蒙を実施いたします。</p> <p>(b) 取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止いたします。</p> <p>(c) コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制として、コンプライアンス委員を直接の情報受領者とした運用をいたします。</p>
---



- (d) 業務執行部門とは独立した内部監査室を設け、常時かつ専門的な業務監視体制をとります。
- (e) コンプライアンス委員会は定期的に、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役会に報告を行います。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
- (b) 「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施しております。
- (c) 個人情報につきましては「個人情報保護規程」に基づき、厳重に管理しております

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づいて、予め業務上のリスクを予見し、適切に評価するとともに、当社にとって最小のコストで最大または最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減等を事前に講じることとなっております。

なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士、監査法人その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。
- (b) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。

#### (5) 当社における業務の適正を確保するための体制

将来において当社に新たな子会社等が加わった際は、当社の各子会社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に関係会社管理規程等の社内規程に基づき、管理・指導します。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保します。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果等を報告します。また、取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役へ報告します。

(8) その他 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
 監査役は、監査法人、内部監査人との定期的な連携に努め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除体制を構築することは必要不可欠なものとして認識しております。当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力排除規程」において定めており、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図っております。

社内体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は管理部と定め、専門ツールを用いて、全取引先並びに役員候補者、主要株主の反社チェックを年 1 度実施しております。(新規取引先等についてはその都度実施し、継続取引先等については年に 1 回実施)

また、仮に反社会的勢力の可能性があった場合は即時に関係を解消できるよう、全ての取引先との契約に反社条項を設けて、その徹底を図っております。

さらに、顧問弁護士や公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等の機関とも協力し、反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

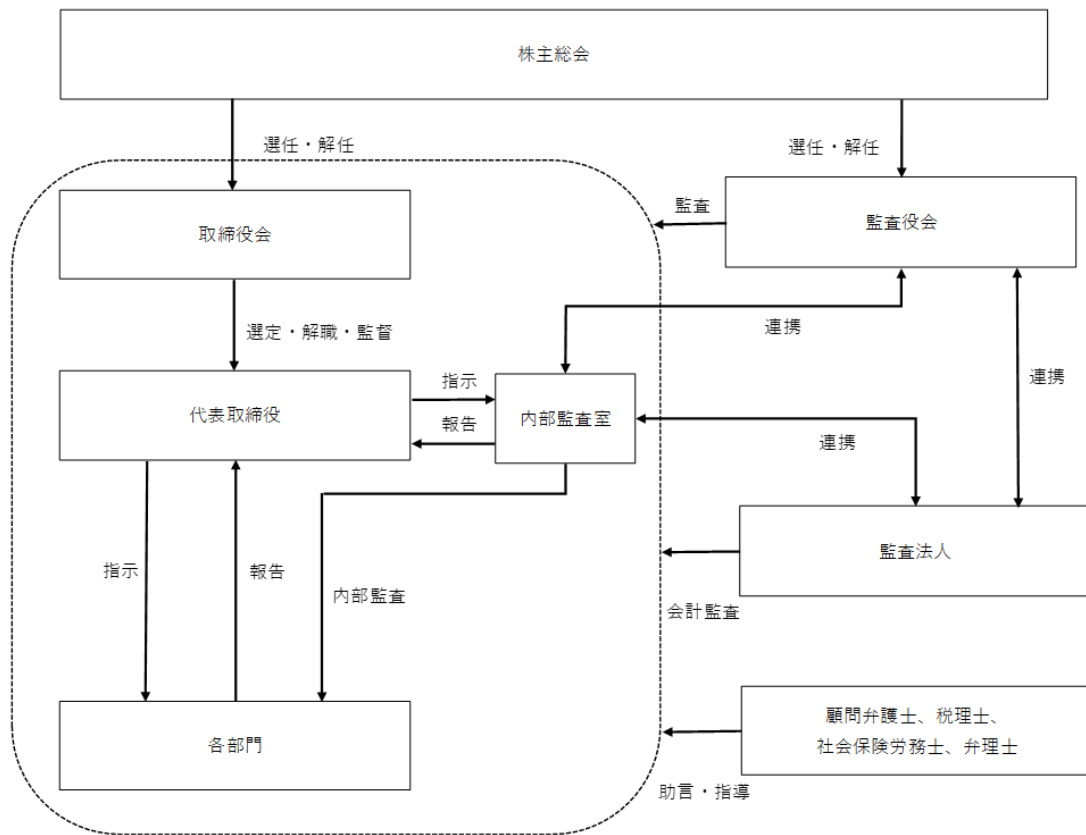
該当項目に関する補足説明

—
---

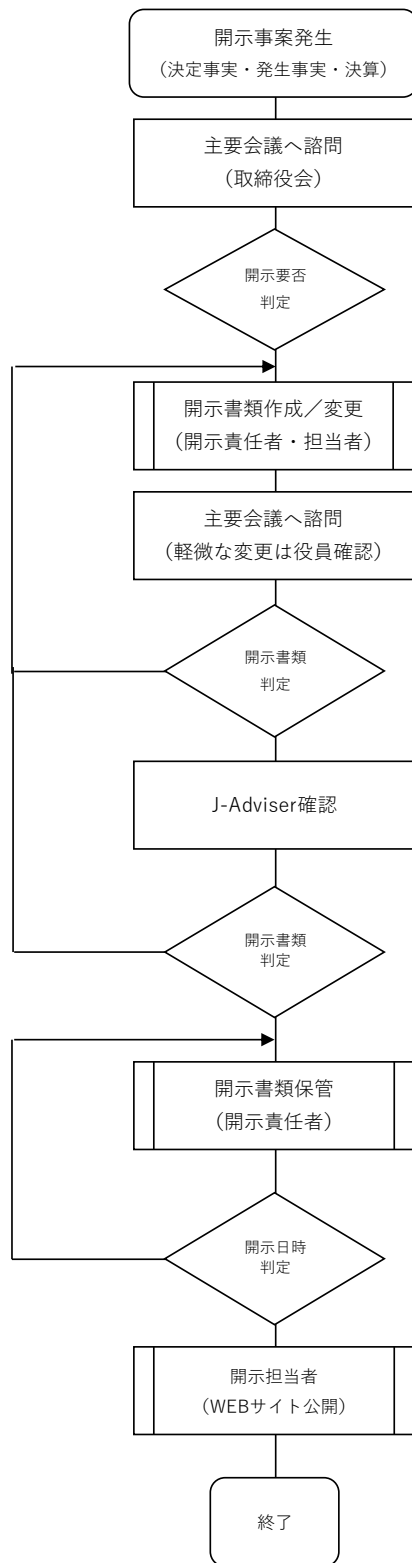
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—
---

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上